建設関連業務における条件付一般競争入札の運用等について

令和6年10月1日

1 目 的

建設関連業務の発注にあたっては、価格と技術で総合的に優れた調達を図るため、平成21年度から総合評価落札方式による一般競争入札の試行を行い、平成30年度からは、より透明性、公正性及び競争性を高めるため、一般競争入札及び総合評価落札方式の段階的に適用を拡大してきたところであるが、更なる競争性確保のため、入札参加者数の確保及び向上を図るものとする。

2 対象業務

- (1) 測量業務
- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 建築設計業務

3 制度の概要と運用

(1) 審査の考え方

審査の項目は「建設関連業務競争入札に係る入札参加指名基準」第4条(指名の基準)を基本とし、業者及び配置管理技術者各々について審査する。

今回の試行では、客観的に判断できる項目、内容について審査を行う。

(2) 入札時に提出を求めるもの(入札参加資格確認票の様式で規定し、証明書類については資格審査時に提出を求める)

イ 保有する技術職員の数、及び当該技術者が取得している資格等の状況 (別記様式1)

ロ 同種業務の実績 (別記様式1)

ハ 配置管理技術者の資格、業務の実績、現在の手持ち業務量 (別記様式2)

ニ 配置照査技術者の資格 (別記様式3)

ホ 過去の受注実務の成果に関する評価 (委託業務成績調書の成績評定) (別記様式2)

配置管理技術者は、原則として変更を認めないこととする。

(3) 入札参加条件の基準(入札公告に記載)

入札参加条件の基準は、以下の項目のうち、イ、ニ、ト、チ及びヌを必須項目とし、その他については、入札委員会において当該業務内容等を考慮し、適宜組み合わせて設定する。ただし、総合評価落札方式を適用する場合は、原則としてハ及びリの業務実績は求めないものとする。また、総合評価落札方式技術提案チャレンジ型については、ニについても求めないこととする。

イ 入札参加者の事業所の所在地

必須

ロ 業務に対応できる資格を有する技術者の数 (業務内容に応じ、充分に検討した上で設定する。)

ハ 入札参加者の業務実績

適宜

【実績を求める場合】

- (4) 原則として、過去10年間における同種業務の実績とする。
- (中) 同種業務の業務場所については、原則として限定しないものとする。
- (ハ) 同種業務の発注者は、原則として、国・都道府県・政令市・特殊法人等とする。
- (二) 業務実績の確認については、契約書等の写し及びTECRISにより行うものとする。
- ニ 直前2年間における年間平均実績額が業務の予定価格を上回っているか。

必須

- ホ 直前2年間の当該業務と同種業務における委託業務成績調書の成績評定の平均が〇〇点以上 であるか。 適宜
- へ 入札参加資格確認票が提出されていない場合、または、別記様式1の記載内容に**不備**があった場合は、当該入札参加者を落札者としないものとする。

【不備の例】

- (イ) ロの基準を定めている場合に、別記様式1の「業務該当部門の技術者数」欄に記載がない。
- (p) ハの基準を定めている場合に、別記様式1の「入札公告に示す業務実績」欄に記載がない。
- ト 配置管理技術者の資格(技術士、RCCM等)の有無

必須

チ 照査技術者の配置が必要な場合に限り、配置照査技術者の資格の有無

必須

リ 配置管理技術者の業務実績

滴官

【実績を求める場合】

- (イ) 原則として、過去10年間における同種業務の実績とする。
- (中) 同種業務の業務場所については、原則として限定しないものとする。
- (ハ) 同種業務の発注者は、原則として、国・都道府県・政令市・特殊法人等とする。
- (二) 業務実績の確認については、契約書等の写し及びTECRISにより行うものとする。

ヌ 配置管理技術者の担当業務数

必須

- (イ) 管理技術者又は管理補助技術者としての担当業務数は、入札公告中の業務を落札した場合を含めて5件以下(入札公告中の業務に建設コンサルタント業務又は地質調査業務を含む場合は、管理技術者、管理補助技術者又は担当技術者としての担当業務数が入札公告中の業務を落札した場合を含めて10件以下。ただし、管理技術者又は管理補助技術者として担当している業務に、宮城県が発注した、建設コンサルタント業務若しく地質調査業務を含まない測量業務・補償コンサルタント業務・建築設計業務がある場合、調査基準価格を下回る入札金額で落札した宮城県発注業務がある場合又は入札公告中の業務の入札金額が調査基準価格を下回る場合は、管理技術者又は管理補助技術者としての担当業務数が入札公告中の業務を落札した場合を含めて5件以下)とする。ただし、契約額が100万円以下又は随意契約により契約した業務数は、担当業務数から除くものとする。
- (n) 入札者が他の業務の入札において落札候補者になったことにより、予定していた配置管理技術者の担当業務数が(イ)の件数の上限を超える見込みとなったときは、当該入札者の入札を無効とする。この場合、担当業務数については、原則として入札者からの申出により確認することとし、併せて、TECRISによる確認も可能な範囲で行うものとする。
- (ハ) 入札執行者は、同じ技術者を配置管理技術者として入札した複数の業務がある場合において、同じ日に落札候補者の決定を行おうとするときは、原則として開札順に落札候補者を決定するものとする。その結果、担当業務数が(イ)の件数の上限を超えることとなる業務の入札は無効とする。

ル 落札候補者から提出された別記様式2及び3の記載内容に不備があった場合、または、虚偽 記載があった場合は、入札参加資格を満たしていないことから、資格不適格とし落札者としな いものとする。

【不備の例】

- (イ) 別記様式2の管理技術者の「取得資格等」欄に記載がない。
- (p) 照査技術者の配置が必要な場合に、別記様式3の照査技術者の「取得資格等」欄に記載がない。
- (ハ) リの基準を定めている場合に、別記様式2の管理技術者の「入札公告に示す業務実績」 欄に記載がない。
- (二) 別記様式2の管理技術者の「手持ち業務の概要」欄に記載がない。

(4) 履行能力調査について

建設関連一般競争入札の履行能力確認調査については、「建設関連業務の履行能力確認調査に 係る事務取扱いについて」(平成23年6月1日付)を適用するが、一般競争入札において、開 札時に業務委託費内訳書の提出がない場合及び入札書と異なる業務又は金額の業務委託費内訳 書が提出された場合の入札は無効とすること。

(5) その他の運用

- イ 入札参加資格確認票及び資格審査時の証明書類(以下「入札参加資格確認票等」という。) の提出等について
- (イ) 入札参加資格確認票等の作成に係る費用については入札参加者の負担とする。
- (p) 入札参加資格確認票等は、入札の審査以外に使用しない(当該入札参加資格確認票等を提出した入札参加者の承諾を得た場合を除く。)。
- (ハ) 入札参加資格確認票等は返却しない。
- (二) 入札参加資格確認票等は公表しない(情報公開条例に基づく、行政文書開示請求による開示を除く。)。
- ロ 入札公告等の掲載について
- (イ) 入札公告については、所定の掲示による公告のほか、入札情報サービス(以下「PPI」 という。)に掲載する。
- (p) 業務委託費内訳書及び総合評価技術資料については、業務毎に作成し入札公告と同様にPPIへファイルを添付しダウンロードできるようにする。
- ハ 本制度を適用した業務は、設計額にかかわらず、成績評定を行うものとする。

4 実施手順

入札日程については、建設工事ダイレクト型入札日程(未満)と同様とする。また、総合評価落札方式を適用する業務においては、「建設関連業務総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引き」の実施手順のとおりとする。